

民間支援機関・実務者紹介 ～日本司法支援センター 法テラス多摩～

今回は、日本司法支援センター東京地方事務所に併設されている法テラス多摩法律事務所の長谷川堅司弁護士にインタビューを行いました。

法テラスは、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

「借金」「離婚」「相続」など、さまざまな法的トラブルを抱えてしまったとき、法律の専門家ではない私たちにはわからないことが多く、どうしたらいいか困ってしまいます。

法テラスでは、こうした問題解決への「道案内」を行っています。

日本司法支援センター 法テラス多摩インタビュー(令和7年5月15日)

——法テラスの業務について教えてください。

法テラスでは、①情報提供業務、②民事法律扶助業務、③国選弁護等関連事業、④司法過疎対策業務、⑤犯罪被害者支援業務の五つの業務を柱としています。それぞれ

- ① 簡単な法制度や相談窓口に関する情報提供
- ② 経済的に余裕がない方が法的トラブルに見舞われた際の無料法律相談、弁護士・司法書士に実際に事件を依頼した場合の費用の立替え
- ③ 刑事裁判における国選弁護人候補の指名や裁判所への通知
- ④ 弁護士人口が少ない地域に地域事務所を設置し、法テラスに勤務する弁護士による法的サービスの提供
- ⑤ 犯罪被害者やその家族等に対する情報提供、相談窓口の案内、法律相談、弁護士の紹介

となっています。

なお、①～⑤の業務に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて行う受託業務があります。

——ところで、今頂いた名刺には、ご所属として「法テラス多摩法律事務所(以下:法律事務所)」と書かれており、更にお名前の下に「日本司法支援センター東京地方事務所多摩支部(以下:地方事務所)」ともあります。法律事務所と地方事務所はどのような関係にあるのでしょうか。

法テラスは少し複雑な組織になっています。先ほど申し上げた五つの業務と受託業務は、基本的には地方事務所の業務です。法テラス多摩は、法テラス東京地方事務所の支部です。

法テラスに勤務する弁護士が所属しているのが法律事務所で、法律事務所の弁護士が法的支援を行っています。そして、法律事務所の弁護士以外にも、法テラスと契約を交わし

た地域の弁護士が、契約弁護士として法テラスの提供する法的支援に携わっています。

——犯罪お悩みなんでも相談の相談者に、「法テラスから紹介されたので連絡した」という方が時折いらっしゃいます。

情報提供業務または、犯罪被害者支援業務の中で、相談窓口としてご紹介しているのだと思います。お問い合わせの内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務です。

——民事法律扶助業務とはどのような業務ですか。

経済的に困窮している方に対する債務整理、離婚、労働関係等民事事件一般に関する無料法律相談と、弁護士・司法書士に実際に依頼する場合の費用の立替えです。

無料法律相談は 1 つの事件に対して 3 回まで受けられます。

——経済的に困窮している方かどうかの判断基準を教えてください。

まずは生活保護受給中の方です。生活保護を受給していない方は、多摩地区に住む単身者の場合だと手取り収入 18 万 2000 円以下（家賃を算入して 22 万 3000 円以下）、預貯金 180 万円以下となります。特別区に住んでいる、複数人の世帯である、病気の治療などで恒常的な支出があるなど、条件が変わると金額も変わってきますので、詳しくはお問合せください。

この基準以上に所得のある方については、法テラスでは相談が受けられないため、弁護士会の相談窓口等をご案内しています。

——弁護士や司法書士の費用を立て替えてもらうときは、どのような手続きになるのですか。

法テラスから弁護士等に着手金、実費、報酬等を振り込みます。ご本人には、法テラスに対して基本的には月 5000 円くらいの額を分割払いで返していただいています。

——どのようなルートで相談が寄せられていますか。

相談の契機としては、ネットやチラシを見て、行政の窓口で案内された、弁護士会から案内された、という方が多くなっています。

地方公共団体が行っている法律相談は、相談日時が決まっていることが多いため、相談者が相談したいときにいつでも受け付けられるわけではありません。

——相談申込の窓口はどこですか。

当事者の方からの法律相談は地方事務所で申し込みを受け付けています。

東京と多摩の法律事務所は、支援者向けの法律相談窓口として、ホットラインを設置しており、法律事務所で電話相談を受け付けています。支援者からの相談は何回でも無料で受け付けています。生活福祉課、子ども関連の部署、社会福祉協議会など、いろいろな支援者からご相談をいただいています。



法テラス東京地方事務所多摩支部の入口ドア

一方で、支援者が問題意識を持って相談してきても、ご本人にとってはまだ相談したいタイミングではないというパターンもあります。こうした場合にも、お話を伺った上で、ご本人からご相談を頂くタイミングの目安をお知らせたりもできますので、どうぞご活用ください。

——扶助業務の対象者の範囲を教えてください。外国籍の方も相談できますか。

扶助事業の対象者は、国民及び我が国に住所を有し適法に在留する外国人です。民事法律扶助以外にも、外国人の方への支援としては、日本弁護士連合会が行う援助事業の一環として、在留資格の更新、内容変更、難民申請等のお手伝いなどがあります。

——犯罪被害者支援業務について教えてください。

犯罪の被害に遭われた方や家族の方などが、必要な時に最も必要な支援が受けられるよう、その被害に関する刑事手続に適切に関与したり、損害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供したりします。具体的には、対象者への法律相談、裁判に関わる弁護士の紹介などです。

犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して各地の相談窓口の情報を収集し、「その方が必要としている支援」を行っている窓口を案内します。

平成 30 年 1 月 24 日からは、DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方を対象にした法律相談に関する業務を開始しました。

裁判で被害者を担当する弁護士は、刑事手続への被害者等参加制度の運用として、担当検事と協働し、証言の際の質問対応へのサポートを行う役割があります。地方事務所は個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介したり、「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務や、「被害者参加旅費等支給制度」に関する業務を行ったりしています。

——東京都内には何か所の法テラスが設置されているのでしょうか。

法テラス東京は新宿にあります。支部は多摩支部のみです。出張所は上野と八王子で、①～⑤のうち一部の業務に対応しています。

——刑事事件の対象者の支援を依頼することもできるのでしょうか。

当事者ご本人からは民事法律扶助の依頼しか受けられません。ただ、支援者支援としてホットラインでは刑事事件に関する相談を受け付けることができます。法テラス東京法律事務所（050-3383-0202）や法テラス多摩法律事務所（050-3383-5314）に電話して、「ホットラインを利用したい」と言えば、法テラスの弁護士が対応します。法律問題になるかどうかわからない事案でも、弁護士が事情を伺いながら一緒に考えますので、お気軽にご利用ください。

——メールマガジンの読者である区市町村の担当者へメッセージをお願いします。

法的支援に関する相談というのは、必要とされる場面が多いにもかかわらず、なかなかハードルが高く感じられるものだと思います。支援者であればホットラインが利用でき、何度ご相談いただいても無料ですので、まずは利用してみてください。

法テラスホットライン：

[法テラス東京法律事務所だより 2024 年 3 月 | 法テラス東京 | 法テラス](#)



法テラスのロゴマーク